

## 長野県事業所用太陽光発電初期費用ゼロ円モデル普及促進事業実施要領

### 1 目的

長野県（以下「県」という。）では、「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「2050ゼロカーボン」の実現に向けた取組として、再生可能エネルギー生産量の拡大に取り組んでいるが、太陽光発電においては設備の設置に係る初期費用の負担が導入の障壁となりやすい。

そこで、サービスを利用する者が原則として初期費用を負担することなく太陽光発電設備等を利用することのできるサービスプランを県が募集・登録し、県内事業者等へ周知する取組である「長野県事業所用太陽光発電初期費用ゼロ円モデル普及促進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

### 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 太陽光発電設備等

次に掲げるものをいう。

ア 太陽光発電設備

イ 太陽光発電設備及び蓄電池

#### (2) 事業所用初期費用ゼロ円等サービス

PPA（電力販売）やリース等の第三者が設備を所有する形態により太陽光発電設備等が建物等に設置され、当該建物を所有等する事業者が原則として初期費用を負担することなく太陽光発電設備等を利用することのできるサービスプランをいう。

#### (3) サービス実施事業者

事業所用初期費用ゼロ円等サービスを実施する事業者をいう。

### 3 事業概要

#### (1) 事業所用初期費用ゼロ円等サービスの募集

県は、所定の要件を満たす事業所用初期費用ゼロ円等サービスを募集する。

#### (2) 登録サービスの周知

県は、登録した事業所用初期費用ゼロ円等サービス（以下「登録サービス」と

いう。)を県内事業者等へ周知する。

#### 4 事業所用初期費用ゼロ円等サービスの登録

##### (1) サービス実施事業者の要件

事業所用初期費用ゼロ円等サービスの登録申請は、次の各号に掲げる要件を全て満たすサービス実施事業者が行うことができるものとする。

ア 法人（複数の法人が共同する共同事業体を含む。）であること。

イ 長野県税を滞納していないこと。県内に事務所を有しない法人については、主たる事務所の所在地における都道府県税に読み替える。

ウ 県の入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、若しくは第6条第1項に規定する暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者。

(イ) 靈感商法、高額献金、過度な勧誘等により社会的に問題視されている者又はそれに関連する者。

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる者と役員、資金の流れ、活動目的の共通性等により、実質的な関係を有すると認められる者。

(エ) 公共の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがある活動を行う、又はそれを助長する者。

オ その他、事業所用初期費用ゼロ円等サービスを確実に提供できる実施体制有するなど、県がサービス実施事業者として適当と認める者であること。

##### (2) 事業所用初期費用ゼロ円等サービスの要件

県が募集し、登録する初期費用ゼロ円等サービスは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 長野県内の事業所等に太陽光発電設備等を設置するものであること。

イ 当該サービスにより供給される電気については、環境価値が伴っていること（サービス実施事業者が環境価値を取得しないこと）

##### (3) 登録等の手続き

ア 申請者

申請者は、事業所用初期費用ゼロ円等サービスの登録を希望するサービス実施

事業者が単独の法人である場合は当該法人とし、複数の法人が共同する共同事業体である場合は代表事業者とする。

#### イ 申請書類

申請者の事業所用初期費用ゼロ円等サービスに応じて、次の書類を提出するものとする。

- (ア) 事業所用初期費用ゼロ円等サービス登録申請書（様式－１）
- (イ) 事業所用初期費用ゼロ円等サービスの内容（様式－２）
- (ウ) 誓約書（様式－３）
- (エ) 添付書類
  - a 申請者の商業・法人登記簿謄本
  - b 申請者の長野県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前から３か月以内のもの）  
※長野県内に事業所がない法人は、主たる事務所の所在地における都道府県税の納税証明書に代えるものとする。
  - c 申請する事業所用初期費用ゼロ円等サービスの内容が分かる書類（契約書のひな形、パンフレット等）
  - d その他県が提出を求めた書類

#### ウ 申請方法

郵送又は電子メール

#### エ 申請書類の提出先

- (ア) 郵送  
〒380-8570（県庁専用番号のため住所記載不要）  
長野県環境部 ゼロカーボン推進課 再生可能エネルギー係 あて
- (イ) 電子メール

[zerocarbon@pref.nagano.lg.jp](mailto:zerocarbon@pref.nagano.lg.jp)

#### オ 提出後の申請書類の取扱い

- (ア) 申請書類は返却しないものとする。
  - (イ) 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとする。
- (4) 事業所用初期費用ゼロ円等サービスの登録
- 県は、申請書類を受理したときは、内容を審査の上、要件を満たす事業所用初

期費用ゼロ円等サービスを登録するとともに、審査結果を申請者に文書で通知するものとする。

(5) 登録有効期間

事業所用初期費用ゼロ円等サービスの登録には、有効期間を設けない。

5 登録サービス実施事業者の遵守事項

(1) 登録サービス実施事業者の業務

登録サービスを実施する事業者（以下「登録サービス実施事業者」という。）は、次の業務を行うものとする。

ア サービス利用検討者に対し、登録サービスに関する説明を行い、質問等に対しては丁寧に対応すること。

イ サービス利用検討者に対し、登録サービスに係る見積額を提示すること。

ウ 登録サービスに係る契約締結に当たっては、サービス利用検討者がサービス内容や見積額を理解し、納得していることを確認することとし、契約を迫る等の不適切な行為は絶対に行わないこと。

エ 登録サービスに係る契約を締結した場合は、適切に設置工事等を行うとともに、契約内容に基づきその後の対応を行うものとする。なお、太陽光発電設備等を設置するために屋根の塗装、修繕、葺き替え等が必要となる場合は、サービス利用検討者と協議するものとする。

(2) 定期報告等

登録サービス実施事業者は、登録サービスの毎年の半期ごと（9月・3月末日時点）の県内契約状況等について、各半期最終月の翌月末日までに、契約状況等報告書（様式-4）により県に報告するものとする。なお、定期報告に関わらず、県は登録サービス実施事業者に対し、登録要件の充足状況等の確認のため、必要に応じて確認を求めるものとする。

(3) 事故・トラブル

登録サービス実施事業者は、登録サービスに係る現地調査や太陽光発電設備等の設置工事等において、事故やトラブルが発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、県に報告するものとする。

(4) 調査への協力

登録サービス実施事業者は、県内外における営業状況や事業の契約状況等、県が行う調査に協力するものとする。

#### (5) 個人情報の管理

登録サービス実施事業者は、本事業の実施に当たり取得した個人情報について、関係法令を遵守し、適切に管理するものとする。

### 6 県の役割

(1) 県は、県内事業者等に対して本事業を周知するものとする。

(2) 県は、県ホームページ等において、登録サービス実施事業者の事業者名や、登録サービスの内容等を掲載する。

(3) 県から周知する際のサービスの掲載順序については、商号を除いた事業者名を五十音順で表示するものとする

### 7 登録サービスの変更、抹消、削除

#### (1) 登録の変更

登録サービス実施事業者は、登録サービスの内容を変更する場合は、登録内容変更申請書（様式－５）により申請することとする。

#### (2) 登録の抹消

登録サービス実施事業者は、登録サービスの抹消をする場合は、登録抹消申請書（様式－６）により申請することとする。

#### (3) 登録の削除

県は、次のいずれかに該当する場合は、登録を削除することができる。

ア 登録サービスの内容に虚偽、重大な誤り等があると認められる場合

イ 登録サービス実施事業者の責務についての対応が適切でないと認められる場合

ウ 「４ 事業所用初期費用ゼロ円等サービスの登録」の「(1)サービス実施事業者の要件」または「(2)事業所用初期費用ゼロ円等サービス等の要件」に掲げる要件を満たさなくなった場合

### 8 免責

県は、登録サービス実施事業者が行う契約等に関与しないものとし、本事業が原因で生じたトラブルや損害等について、いかなる責任も負わないものとする。

### 9 問合せ先

長野県環境部 ゼロカーボン推進課 再生可能エネルギー係  
住所：〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2  
電話：026-235-7255（直通）